

公務における超過勤務の上限等に関する措置等について

人 事 院

超過勤務の上限時間の設定

【平成31年2月1日公布、同年4月1日施行】

- ◆ 超過勤務命令を行うことができる上限を、人事院規則で次のように決めました。

原則	他律的な業務の比重の高い部署
月45時間以下	月100時間未満
年360時間以下	年720時間以下
	2～6箇月平均で80時間以下
	月45時間超は年6箇月以内

※ 大規模災害への対処、重要な政策に関する法律の立案、他国又は国際機関との重要な交渉その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務に従事する場合には、上限の時間を超えることができます。その場合には、各府省に事後的な検証を義務付けています。

健康確保措置の強化

【平成31年2月1日公布、同年4月1日施行】

- ◆ 1月100時間以上の超過勤務を行った職員等に対して、本人の申出がなくとも医師による面接指導を実施することとし、職員から申出があった場合の面接指導についても、その対象となる基準を1月100時間超から80時間超に引き下げました。

一定日数の年次休暇の使用促進

【平成30年12月7日発出、平成31年1月1日施行】

- ◆ 一の年において10日以上年次休暇を使用可能な職員に対して、年間の休暇使用計画表を作成し、年5日以上を使用することができるよう、各省各庁の長に配慮を求めることとしました。

非常勤職員の休暇に関する措置

【平成30年12月7日公布、平成31年1月1日施行】

- ◆ いわゆる結婚休暇を新設しました。
- ◆ いわゆる忌引休暇を全ての非常勤職員が使用できるようにしました。